

# 神戸ビエンナーレ Cheers規約

(目的)

## 第1条

この規約は、「神戸ビエンナーレ Cheers」に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

## 第2条

組織の名称を「神戸ビエンナーレ Cheers」とする。

(申し込み資格)

## 第3条

神戸ビエンナーレ2015に関心を持ち、運営・広報活動等に携わっていただける方。

(活動の内容)

## 第4条

「神戸ビエンナーレ Cheers」は、次に挙げる活動を行うものとする。

- (1) 神戸ビエンナーレ2015 開催に伴う作品制作並びに会場運営に関すること
- (2) 神戸ビエンナーレ2015 に関連するプレイベント等の運営に関すること
- (3) 神戸ビエンナーレ2015 に関連する企画運営事業で事前に必要事項を神戸ビエンナーレ組織委員会事務局に報告し、承認を得たもの
- (4) 神戸ビエンナーレ組織委員会事務局が実施する「神戸ビエンナーレ学校」への参加
- (5) その他、神戸ビエンナーレ組織委員会事務局が必要と認めた事業

(申し込み方法)

## 第5条

「神戸ビエンナーレ Cheers」への登録希望者は登録申請書の必要項目に記入の上、メールもしくはFAX、郵便にて神戸ビエンナーレ組織委員会事務局に提出するものとする。(必要項目が記入されていない場合には不受理とする。)

(登録期間)

## 第6条

登録の有効期間は登録申請書受理後、平成27年度末までとする。

(登録の更新)

## 第7条

登録期間終了後も登録継続を希望する者は、登録を更新することが出来る。  
登録の更新は、本人からの脱会申し出がない限り自動継続するものとする。

(登録の抹消)

#### 第8条

神戸ビエンナーレ組織委員会事務局長は次のような場合、登録期間中であっても登録を抹消することができる。

- (1) 本人から退会の申し出があった場合
- (2) 来場者もしくは他の登録者等に対して迷惑となる言動・行為があった場合
- (3) 政治活動や宗教活動などの場として神戸ビエンナーレ2015 及び関連事業などを利用した場合
- (4) その他事務局が不適切と判断する行為を行った場合

(事務局)

#### 第9条

ボランティア活動の事務を処理するため、神戸ビエンナーレ組織委員会事務局内(神戸市中央区加納町6-5-1)に神戸ビエンナーレ Cheers事務局を置く。

(事務局の責任範囲及び免責)

#### 第10条

本活動への参加は、本人の自己責任で行うものとする。

2. 神戸ビエンナーレ Cheers事務局は第4条各号に掲げる活動に対して、ボランティア保険に加入するものとする。

3. 本活動の参加に関連して、本人が他の登録者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または本人が他の登録者もしくは第三者と紛争を生じた場合、神戸ビエンナーレ Cheers事務局は一切責任を負わないものとし、自己の費用と責任で損害を賠償、もしくは紛争を解決し、神戸ビエンナーレ Cheers事務局に損害・負担を与えない様、適切な措置を講じなければならないものとする。

(個人情報)

#### 第11条

神戸ビエンナーレ Cheers事務局は登録のあった個人情報を適切に管理し、目的外使用または不正に第三者に開示・提供しないものとする。

(その他)

#### 第12条

この要項に定めるもののほか、必要な事項は神戸ビエンナーレ組織委員会事務局長が別に定めるものとする。

#### 【神戸ビエンナーレ組織委員会事務局】

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館17階

TEL:078-322-6598 FAX:078-322-6136 Email:kb\_Cheers@kobe-biennale.jp

公式サイト:<http://www.kobe-biennale.jp/>

附則

この規約は、平成26年10月14日より施行する。